



クリニックニュース

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 診療所経営研究室

発行者：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

物価高騰の追加策、医療機関等支援も推奨

《政府、厚生労働省》

政府の物価・賃金・生活総合対策本部は3月22日、物価高騰に関する追加策を決定した。エネルギー・食料品価格高騰に対する地域の実情に応じた取組の支援として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額」（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）が組み込まれ、予算額は、1兆2000億円（うち①低所得世帯支援枠5,000億円、②推奨事業メニュー7,000億円）。対象は、①（低所得世帯支援枠）物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業、②（推奨事業メニュー）エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業——。推奨事業メニューでは、「医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」が含まれ、医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）が明示された。

これを受け、厚生労働省は医政局総務課等から各都道府県衛生主管部（局）等に向け、「医療機関等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金』等の活用」について、事務連絡を送った。事務連絡では、各都道府県において、医療機関等が新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰のため影響を受けていることを踏まえ、光熱費、食料費等の高騰による負担の軽減に向けた取組として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した自治体数を例示。▼病院に対する規模に応じた補助を44自治体、▼有床診療所に対する規模に応じた補助を35自治体、▼有床診療所に対する定額補助や実負担額に応じた補助を9自治体、▼無床診療所（歯科診療所を含む）に対する一律の定額補助や実負担額に応じた補助を42自治体——等を紹介し、各都道府県及び市区町村の衛生主管部局において、今般の積み増し等を踏まえ、引き続き物価高騰における医療機関等の負担軽減に向けた「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の積極的な活用を呼び掛けた。

コロナ禍の特例評価のオンライン診療、7月末で終了へ

《厚生労働省》

厚生労働省は3月31日、保険局医療課から各地方厚生（支）局医療課等に向け、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」について、事務連絡を行った。その中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電話や情報通信機器を用いた診療について、時限的・特例的対応として初診から評価している特例について、2023年7月31日をもって

終了すると明示した。

現在、コロナ禍の時限的・特例的対応として、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行う場合に、「A000初診料の注2に規定する点数」214点を算定できる。また医薬品の処方を行い、又はファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合は、調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料又は薬剤料を算定することができる。現在、本取扱いによって214点を算定する保険医療機関のうち、2023年8月以降も情報通信機器を用いた診療を行おうとするものについては、「A000初診料の注1ただし書きに規定する点数」251点を算定可能とするよう、2023年7月31日までに情報通信機器を用いた診療に係る施設基準を届け出るよう促した。

また特例では、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対し電話や情報通信機器を用いた再診により診断や処方を行った場合には、電話等再診料73点又は外来診療料74点を算定できる扱いになっている。医薬品の処方を行い、又はファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合は、初診同様、調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料又は薬剤料を算定することができる。本取扱いによって、電話等再診料又は外来診療料を算定する保険医療機関で、2023年8月以降も情報通信機器を用いた診療を行おうとする場合は、2023年7月31日までに情報通信機器を用いた診療に係る施設基準を届け出る必要がある。

8月以降に、届出を行ってオンライン診療を行った場合の評価には、「電話」は含まれておらず、このため、時限的・特例的対応で認められている電話による診療は、診療報酬上の評価が行われない。

医療法人の手續のデジタル化、促進に向け周知依頼

《厚生労働省》

厚生労働省は3月30日、医政局医療経営支援課から各都道府県医療法人担当課（室）に向け、「医療法人の書類に係る閲覧等の手續のデジタル化」についての事務連絡を行った。これは一昨年末、デジタル庁に設置するデジタル臨時行政調査会において、デジタル改革、行政改革、規制改革の全てに通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則（以下、デジタル原則）」が共通の指針として策定され、往訪閲覧等のアナログ行為を求める場合があると解される法律等について、デジタル原則への適合性の点検が行われたことに基づいている。事務連絡では、この点検、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022年6月7日閣議決定）、近年のデジタル技術の発展等を踏まえ、医療法人の書類に係る閲覧又は謄写の交付に関し、医療法人にかかる以下の書類について、社員等からメール等の電磁的な方法による閲覧又は謄写の請求があった場合であって、医療法人の業務上の支障等に照らして対応可能な場合には、その方法によることが望ましいと見解を示し、医療法人の手續のデジタル化が促進されるよう、促した。▼社員及び債権者が閲覧又は謄写の交付の請求を行う社団たる医療法人の社員総会の議事録、▼評議員及び債権者が閲覧又は謄写の交付の請求を行う財団たる医療法人の評議員会の議事録、▼社員、評議員及び債権者が閲覧又は謄写の交付の請求を行う医療法人の理事会の議事録、▼社会医療法人債権者等が閲覧又は謄写の交付の請求を行う社会医療法人債権者集会の議事録等、▼債権者が閲覧を行う医療法人の吸収合併に関する財産目録及び貸借対照表、▼債権者が閲覧の請求を行う医療法人の新設合併に関する財産目録及び貸借対照表、▼債権者が閲覧の請求を行う医療法人の吸収分割に関する財産目録及び貸借対照表 ——。